

第19 排煙設備

(令第28条, 則第29条及び則第30条関係, 昭46.4.9 消防予第54号)

1 建基令に基づき設置される排煙設備との関連

建基令に基づき設置される排煙設備は, 令第28条に基づく排煙設備として取り扱って支障ないものであること。ただし, 建基令で排煙設備を要しないとされた場合で, 令第28条第1項に規定する防火対象物の部分に該当する場合には, 原則として排煙設備を設置しなければならないものであること。

2 防煙区画

則第30条の規定によるほか, 次によること。

- (1) 防煙区画は, 一の階で2以上に区分し, 2以上の階にわたらないこと。
- (2) 防煙区画は, できる限り単純な形状とすること。
- (3) 防煙壁は, 耐火構造又は不燃材料(アルミニウム, 普通板ガラス等の加熱により容易に変形又は破損するものを除く。)によるものとし, 開口部には, 常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の作動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。

3 排煙口

則第30条の規定によるほか, 防煙区画された部分ごとに1以上設けること。ただし, 給気口(給気用の風道に接続されているものに限る。)が設けられている防煙区画であって, 当該給気口からの給気により煙を有効に排煙できる場合は, この限りでない。

4 排煙機

排煙機及び給気機(以下「排煙機」という。)は, 則第30条の規定によるほか, 次によること。

- (1) 点検に便利で, かつ, 火災等の災害による被害の少ない箇所に設けること。
- (2) 排煙口から排出された煙が避難又は消火活動の障害とならないこと。
- (3) 排煙口から排出された煙が, 給気風道の外気取入口から内部に流入しないこと。

5 非常電源

非常電源の容量は, 隣接する防煙区画のうち最大となる2区画の排煙に要する排煙機を稼動できる容量以上とすること。

6 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

7 その他

令第13条の水噴霧消火設備等及び令第28条の排煙設備がいずれも必要となる駐車場等にあつては, 消火設備は排煙によって消火効果の低下しない水噴霧消火設備又は泡消火設備とすること。

8 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、排煙口を設けないことができるものであること。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、防煙区内に更に防煙壁（垂壁及び間仕切壁）で区画された部分（以下「内部区画」という。）が存する場合、次に掲げる要件のすべてに適合している場合は、全体を一の防煙区画とみなして則第30条第1号イの規定を適用し、内部区画に排煙口を設けないことができる。
 - ア 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
 - イ 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）は仕上げを準不燃材料としたものであること。
 - ウ 区画された部分の当該床面積が50㎡以下のものであること。ただし、廊下にあつては15㎡以下のものに限ること。
 - エ 内部区画を含め、当該防煙区画全体として、則第30条第1号ロ、同第4号イ(イ)及び(ロ)並びに同第6号イ及びロの規定に適合していること。
- (2) 浴室、便所その他これらに類する場所
- (3) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるもの
- (4) 階段（消火活動拠点となる部分を除く。）の部分
- (5) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプスペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分

9 直接外気に開放されている部分

則第29条1号ロに規定する「直接外気に開放されている部分」とは、常時開放されているものであって、煙感知器と連動して開放するものは該当しないものであること。

- 10 排煙口及び手動起動装置は、消防隊が当該排煙設備を活用して、消火活動拠点から通路等を介して出火場所に接近し、消火活動を実施するうえで、有効な位置に設けられていること。